

議案第 53 号

芽室町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件

芽室町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 8 年 9 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
芽室町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和 8 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

説 明

地方自治法の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 附 則 <u>この条例は令和8年9月24日から施行する。</u>	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。